

宇陀市人権教育推進協議会 会則

(名 称)

第 1 条 本会は、宇陀市人権教育推進協議会（宇陀市人推協）と称する。

(事務局)

第 2 条 本会の事務局を、宇陀市市民環境部人権推進課内に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、部落問題をはじめ、あらゆる人権問題の解決を市民一人ひとりが正しく受けとめるために人権教育を研究推進し、基本的人権の確立された誰もが住みやすい地域共同体づくりを、人権の視点からめざすことを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 人権教育に関する研修会、講習会、講演会等諸事業の開催
- (2) 人権教育の内容、方法の研究並びに実践とその成果の交流
- (3) 人権教育に関する各種資料の収集、作成、広報
- (4) 関係機関団体との連携
- (5) その他必要と認める事業

(組 織)

第 5 条 本会は、第 3 条の目的を達成するため宇陀市内にある地域団体・機関団体(以下、加盟団体)及び個人をもって組織する。

(機 関)

第 6 条 本会には、次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 役員会

(総 会)

第 7 条 総会は、年 1 回以上開催して次のことを行う。

- (1) 会務の報告と承認
- (2) 役員の承認
- (3) 活動方針及び事業計画の審議と承認
- (4) 決算の承認と予算の審議及び決定
- (5) 会則の決定ならびに変更
- (6) その他必要事項

(理事会)

第 8 条 理事会は、加盟団体から選出された理事及び学識経験者の中から会長が推薦する理事をもって構成し、次のことを行う。

- (1) 総会に提出する議案の審議
- (2) 本会の運営についての協議
- (3) 活動計画の推進並びに実践の交流
- (4) 役員の選出
- (5) その他必要事項

(役員会)

第 9 条 役員会は、次のことを行う。

- (1) 会務の企画運営並びに執行
- (2) その他必要事項

(役 員)

第10条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会 計 1名
- (4) 会計監査 2名
- (5) 顧 問 1名

2 会長、副会長、会計は、菟田野、大宇陀、榛原、室生の各支部長から選出し、会計監査は機関団体から選出する。ただし、支部長から会長を選出できない場合は、加盟団体から選出することができる。

(役員の仕事)

第11条 本会の役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括し、会議の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の経理及び予算・決算に関する事項を掌る。
- (4) 会計監査は、本会の会計を監査する。
- (5) 顧問は、会長退任者が順次就くこととし、本会の重要事項について諮問に応じる。

(任 期)

第12条 本会の役員及び理事の任期は1年とする。ただし、役員及び理事に異動の生じたときは、後任者は前任者の残任期間とする。

2 役員及び理事の再任は妨げない。

(事務局員)

第13条 本会の事務局は、事務局長 1 名及び事務局員若干名を選任し、会長がこれを委嘱することができる。

2 事務局員は本会の会務及び会計を処理することができる。

(会 議)

第14条 本会のすべての会議は、会長が招集する。

2 会議の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

(経 費)

第15条 本会の経費は、補助金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

附 則 (加盟団体調整)

- 1 地域団体を大宇陀支部・菟田野支部・榛原支部・室生支部とし、各支部に支部長1名を置き、支部長は本会の理事となる。
- 2 支部を構成する各校区(地区)人権教育推進協議会(委員会)は、それぞれ属する各種機関団体及び学識経験者で構成する。
- 3 支部は支部会議をもち、支部長の選出及び支部事業等、必要事項を随時調整する。
- 4 支部長は支部を統括する。
- 5 支部の事務局は宇陀市市民環境部人権推進課内に置く。
- 6 加盟団体からの理事を各1名選出する。

(施行期日)

- 1 この会則は2006年(平成18年)6月30日から施行する。
- 2 2010(平成22)年5月25日一部改正
- 3 2012(平成24)年5月30日一部改正
- 4 2013(平成25)年5月30日一部改正
- 5 2015(平成27)年5月25日一部改正